

## 第1回 長野県消費生活審議会・長野県消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時： 令和6年5月22日（水） 14時30分から16時30分まで

○場 所： 長野県庁議会棟3階 第1特別会議室

○出席者： 審議委員（12名）

高島陽子委員、中嶋慎治委員、山浦能央委員、湯本隆英委員、  
北澤あずさ委員、清野みどり委員、草深邦子委員、宮川みさ子委員、  
吉原泉委員、五明勲委員、持田明美委員、山浦悦子委員

事務局

長野県県民文化部長、くらし安全・消費生活課長、企画幹兼課長補佐、  
防犯担当課長補佐、企画指導係長、相談啓発係長、県消費生活センター  
所長ほか

### 【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第1回長野県消費生活審議会・長野県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日進行を務めさせていただきます事務局の北條でございます。よろしくお願いいたします。

### 【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

開会に当たりまして、長野県県民文化部長 直江崇から御挨拶を申し上げます。

### 【直江県民文化部長】

皆さんこんにちは。この春より県民文化部長をしております直江崇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日はお忙しいところ、消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会に御出席を賜りまして、誠に感謝を申し上げます。

今年度4月に委員の改選がございまして、このメンバーでは初めての審議会となります。委嘱から間もない日程での御案内にもかかわらず大勢の方に御出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨今の少子高齢化、社会のデジタル化、成年年齢の引下げ等によりまして、消費者を取り巻く環境、そして消費者トラブルはより複雑かつ多様化をしております。また、消費者の誰もがトラブルや被害に遭う可能性がある時代となっております。とりわけ電話でお金詐欺、特殊詐欺ですが、こちらの被害につきましては、令和5年の認知件数が227件、被害金額で約9億8,100万円と、前年と比べ認知件数で29件、被害額では約4億1,900万円の増加となる状況でございまして、非常に深刻な状況と認識しております。

県といたしましては、こうした状況を踏まえ、令和5年度にスタートいたしました第3次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画に基づきまして、被害の未然防止、あるいは消費生活相談体制の充実・強化を図りますとともに、持続可能な社会の実現を目指しまして、総合的に消費者施策を推進しているところでございます。

委員の皆様方には、本県の消費者行政の課題の解決に向けまして、大所高所から御指導をお願いしたいと考えております。本日は、限られた時間ではございますけれども、消費者行政・消費者教育の推進に向けて、皆様方の忌憚のない御意見、そして御提言をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

ます。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

それでは失礼して着座にて進行を務めさせていただきます。

当審議会は、長野県消費生活条例第 44 条の規定により設置された組織でございます。また、当審議会の委員は、長野県消費者教育推進地域協議会の委員も兼ねていただくこととなっております。

関係の規定につきましては、参考資料として配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、当審議会委員の改選について御報告申し上げます。第 8 期 15 名の委員の皆様につきましては、お手元に配付しました名簿のとおりでございます。改選後初めての会議でございますので、自己紹介をお願いいたします。

高島委員から、順をお願いいたします。

**【高島委員】**

県議会から、一つこちらの消費生活審議会に参加することになっておりまして、今年私は私、高島陽子と申しますけれども、委員を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**【中嶋委員】**

長野市内で弁護士をしております中嶋慎治と申します。よろしくをお願いいたします。

**【山浦能央委員】**

新しく参加させていただきます弁護士の山浦能央と申します。役職では、長野県金融広報委員会金融広報アドバイザーとなっておりますが、これは日銀の広報機関でして、いろいろな高校・大学といったところに、特殊詐欺ですとか、金融トラブルとか、そういったものを防止するような啓発活動を行ってきました。今回から参加させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**【湯本委員】**

中野市長の湯本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【北澤委員】**

長野県 PTA 連合会から参りました北澤あずさと申します。今年度からお世話になります。全く知識がないんですけども、一消費者として、家庭の主婦の代表ということで、知らない立場で参加させていただきたいと思っております。ここで学んだことを、また PTA のほうにも持ち帰って、多くの方に広められるように努めたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【清野委員】**

皆さんこんにちは。長野県消費者団体連絡協議会の清野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。私事で大変申し訳ないですが、第 1 回目ではありますが、自身の団体の任期の関係で、私はこの回が出席最後となります。この後はまた引き継ぎますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

**【草深委員】**

長野県民生委員児童委員協議会連合会から参りました草深邦子と申します。所属は松本市民生委員児童委員協議会の会長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【宮川委員】**

公募で選んでいただきました宮川と言います。よろしくお願いいたします。消費生活サポーターを十何年とやっております、できる限り啓発活動に努めております。よろしくお願いいたします。

**【吉原委員】**

長野県消費者の会連絡会の吉原泉です。よろしくお願いいたします。

**【持田委員】**

経営者協会からの推薦で来ております株式会社みすずコーポレーションから参りました持田明美と申します。今回から初めての参加ですので、よろしくお願いいたします。

**【山浦悦子委員】**

着座のままで申し訳ございません。山浦悦子と申します。長野県商工会議所女性会連合会で、今、会長をやっております。今、皆さんがおっしゃったとおり、我々もまた持ち帰って意見を聞いたり、報告をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

ありがとうございました。五明勲委員におかれましては、所用により途中から出席される予定です。また、竹内宏枝委員、小山田仁美委員、笹広男委員におかれましては、御都合がつかず欠席をされております。

委員総数 15 名中現在 11 名の皆様の御出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数の御出席があり、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、事務局の出席者を御紹介いたします。委員名簿の裏側を御覧ください。

直江県民文化部長。

**【直江県民文化部長】**

よろしくお願いいたします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

教育委員会事務局、警察本部、県消費生活センター、くらし安全・消費生活課及び消費者行政関係課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

それでは、当審議会の会長の選任についてお諮りいたします。当審議会の会長につきましては、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 27 条第 1 項の規定により、委員の互選となっております。

この件につきまして、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【清野委員】**

これまでの審議会におかれましても会長というお立場にいらっしゃった中嶋委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

ただいま清野委員から、中嶋委員を会長に推薦するとの御発言がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

ただいま「異議なし」という御発言をいただきましたので、それでは、当審議会の会長は中嶋慎治委員と決定させていただきます。

会長に就任されました中嶋委員には、中央の会長席に御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

**【中嶋会長】**

ただいま会長に選任されました中嶋でございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この審議会は、毎回非常に活発な御発言をいただいております。消費者側の方、事業者側の方、双方に御参加いただいて、それぞれの立場からそれぞれの経験に基づく御意見や御指摘をいただいております。本年度もぜひよろしくお願い申し上げます。

本年度は、第3次計画の2年目の年度ということで、昨年の実績を、まずは事務局のほうから説明してもらって、それをよく見て分析するというのが第一かと考えております。活発な御意見をいただき、議論を深めていければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

ありがとうございました。

当審議会では、職務代理者について長野県消費生活条例第46条で準用する第27条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、職務代理者の御指名をお願いいたします。

**【中嶋会長】**

会長の職務を代理する者として、あらかじめ御承諾いただいております、竹内委員を指名します。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

竹内委員が職務代理者に指名されました。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

それでは会議事項に入りますけれども、その前に、まず、資料の確認をさせていただきます。会議資料は先日お送りしたものとなっております。資料1から資料8でございます。このほか、参考資料といたしまして、「長野県消費生活条例（抜粋）・長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱」、「第3次長野県消費生活基本計画に係る達成目標・参考指標一覧及び関連施策の取組状況一覧」をお送りしております。不足等はございませんでしょうか。

それでは次に、本日の会議につきましては録音をさせていただきます。後日議事録として取りまとめる予定でございますので、御発言はマイクを通していただきますようお願いいたします。また、会議の終了時間でございますが、おおむね4時半を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。当審議会の議長につきましては、

消費生活条例第4条で準用する第28条第1項の規定によりまして会長が務めることとされておりますので、中嶋会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、中嶋会長、よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

では、会議事項に入りたいと思います。実り多い議論ができますようによろしくをお願いいたします。

まず、会議事項（1）第3次長野県消費生活基本計画、第3次長野県消費者教育推進計画について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 西川課長】

改めまして、皆さんこんにちは。この4月にくらし安全・消費生活課長を命ぜられました西川と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、私のほうから、第3次長野県消費生活基本計画及び長野県消費者教育推進計画について説明をさせていただきます。大変恐縮でございますが、以降の説明も含めまして着座にて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先ほどもお話がありましたとおり、本日は、委員改選で新しく委員になられた方もいらっしゃるということもございまして、改めまして、第3次長野県消費生活基本計画、消費者教育推進計画の概要について御説明をしたいと思います。

資料1を御覧ください。

この計画は、消費者の利益確立や擁護、消費者の自立、消費行動を通じた自立可能な社会の実現を目指して、総合的に消費者施策を推進するために制定された計画でございます。

また、この計画は長野県消費生活条例と消費者教育推進法に基づいて作成される計画で、計画期間は令和5年から令和9年までの5か年としております。

消費者を取り巻く現状や課題といたしまして、高齢化の進展ですとか、デジタル化の進展、電話でお金詐欺の被害の多発といった社会情勢の変化に伴う消費者被害やトラブルへの対応が求められております。消費生活センター等における相談内容も複雑・多様化していることから、対応技術ですとか、専門性の一層の向上が必要となっております。

また、消費者自身が自ら考え、安全な消費者生活を営めるよう、消費者教育のさらなる充実ですとか、エンカル消費の推進も重要となっております。

裏面を御覧ください。こうした状況を踏まえまして、計画の基本理念を「全ての県民が安心して消費生活を営むことができるとともに、自立した消費者である県民と事業者が持続可能な未来に向けて消費・生産活動に取り組む信州の実現」としております。そして、この基本計画の実現に向けまして三つの基本方針を掲げ、この方針に基づいて施策を展開していくこととしております。

基本方針1の「安全・安心な消費環境の整備」では、例えば電話でお金詐欺、いわゆる特殊詐欺被害の防止に向けまして、県警等とも連携をして入口から出口までの総合的施策を推進していくとしております。達成目標としては、第2次計画から引き続き、電話でお金詐欺被害認知件数90件以下を掲げており、これまでの目標を下げることなく取り組んでいきたいと考えております。

基本方針2の「消費者被害の未然防止と救済に向けた消費生活相談体制の充実強化」では、消費者被害の未然防止と救済に向けて、県消費生活センターにおける相談体制の充実強化ですとか、市町村への支援強化に取り組んでいくこととしております。

例えば、成年年齢の引下げ、人生100年時代の到来、デジタル化の進展など、社会情勢の変化やそれに伴う消費生活相談の複雑・高度化、困難化、さらには時間や場所にとらわれない相談ニーズの増加といった課題に対応するため、県消費生活センターの機能強化を推進してまいります。

具体的には、相談員のさらなる資質向上を図るとともに、市町村消費者行政推進支援員を増員して、市町村相談窓口の支援を強化してまいります。また、SNSによる相談やオンラインによる相談窓口を整備するなど、消費者行政の中核的拠点となる機能を強化いたします。

なお、主な達成目標といたしましては、県による市町村相談窓口に対する支援件数を計画期間中に1,400件を目指すこととしております。

基本方針3の「消費者の自立支援と持続可能な社会のための消費・生活活動の推進」では、消費者の自立を支援するため、新たに消費者教育アドバイザーを設置し、学校や地域における消費者教育をコーディネートするほか、エシカル消費の推進に向けて、事業者との協働を進めるなど、持続可能な社会のための消費・生活活動を推進することとしております。

主な達成目標としましては、消費者大学や出前講座等の受験者（受講者）数2.2万人、エシカル消費を理解している人の割合40%を掲げております。

説明については以上でございます。

**【中嶋会長】**

ありがとうございました。

今の御説明について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

湯本委員、どうぞ。

**【湯本委員】**

資料1の図の見方を教えていただきたいんですけども、最初のページの右側の棒グラフで「電話でお金詐欺被害の認知・阻止の状況」というのがあります。例えば、赤線が認知で、阻止が11件だと。右側に行ったときに阻止の件数が408件と増えて、認知件数の方が198件と少ないというのはこれでいいですか。認知が本来あって、そこからどれだけ阻止したかというのなら分かるんですけども、棒グラフの描き方が僕らが考えているのと逆なのかなと。その辺の見方を教えていただきたいです。認知されるというのは、こういう詐欺の被害があったということを認めているんですよ。それに対して阻止があればいいんですけども、阻止のほうが多くて何で認知のほうが少ないのか。本来なら認知のほうが高くあって、100%阻止できるわけじゃないという、その線の描き方が不思議だなと。初めてなので、その辺について説明していただければと思います。

**【中嶋会長】**

事務局いかがですか。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

防犯担当をしております染野と申します。御説明させていただきます。

認知件数はあくまで警察に被害の届け出を出された数になっております。反対に、阻止については被害が発生する前に阻止をした件数となってございますので、数の乖離と申しますか、大小が逆転するような形になっております。

**【中嶋会長】**

これは発生する前に阻止されたというのは認知に入っていないということですか。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

そのとおりでございます。認知はあくまで既遂といえますか、発生して被害が現に出ている数になります。

【中嶋会長】

湯本委員、よろしいですか。  
ほかに質問や御意見ありますでしょうか。  
北澤委員、お願いします。

【北澤委員】

基本的な部分で申し訳ないんですが、消費者の自立というのは具体的にどういうことを指すのでしょうか。

【中嶋会長】

いかがですか。

【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

消費者の自立についての御質問ですけれども、我々の消費生活センターで消費者相談に対応しているわけですが、消費者の側でそういったトラブルに遭わない、悪質商法にだまされないといった形で、消費者トラブル等に関する知識を学んでいただいて、そもそも消費者の側で賢い消費者になっていただいて、トラブルを回避するということが重要だと考えております。そういった消費者教育、あるいは啓発活動に力を入れて、消費者の皆様にもそういった行動に努めていただくといったことを消費者の自立ということで記載してございます。

【中嶋会長】

北澤委員、いかがですか。

【北澤委員】

ありがとうございます。

【中嶋会長】

吉原委員、お願いします。

【吉原委員】

エシカル消費のことで、エシカル消費の意味を理解している人の割合の低さということですが、今エシカル消費という言葉がなかなか聞かれなくなっているように思います。SDGs という言葉のほうがかなり皆さん知っていて理解されているのではないかと思います。エシカル消費について何か説明とか、幾つかの例とかを挙げてチラシなどをつくって配布をしてはいかがかなと思っていますが。

【中嶋会長】

いかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

相談啓発係の吉澤と申します。よろしくお願いたします。

エシカル消費について建設的な御意見を賜りましてありがとうございます。ちょうど今月は消費者月間です。まさに今週玄関ホールの少し奥まったところに「今月は消費者月間です」ということで掲示をさせていただいております。

その中で、エシカル消費のポスターも一緒に飾らせていただいたり、「それってエシカ

ル？」というような形で長野県が行います「バイ信州（しあわせバイ信州運動）」ですとか、もったいない運動ですとか、ACE プロジェクトですとか、そういった長野県の部局が施行する施策と、こういったことに取り組んでいただければエシカルな消費につながりますよというような冊子もつくったりしております。つくっているものを皆様に認知していただけるような方法を充実させていきたいと考えているところです。御意見ありがとうございます。

**【中嶋会長】**

今の点に関連して一つよろしいですか。今、エシカルの広報というところで、SDGs という言葉と絡めたような広報というのはされているのですか。SDGs という言葉が出てきたりしますか。その中での位置づけとか。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

SDGs につながっていくという意味では、エシカル消費は要素として重要なものかと思うんですけども、すごく広範な、要するに端的に言ってしまうと、エシカルというのは「倫理的な消費」というところになりますので、一面では倫理的だけれども、一面では倫理的ではないみたいな消費もあったりして広範な概念になってしまうので、本格的にこれとこれが SDGs につながりますというような、シンプルなたつなぎ方をお見せできるような啓発物品というのは、なかなか私もつくっているところを見たことがないというのが現状でございます。

ただ、つながっていくのは事実なので、地産地消から地域内経済循環につながるバイ信州の運動ですとか、資源の循環とか無駄を出さないもったいないキャンペーンとか、そういったものも、根は SDGs、持続可能性のある社会につながっていくところかと思っておりますので、大きい概念同士を皆さんに紹介していただけるようなうまい啓発の方法というのがなかなか難しいなというのが実感です。実際問題、そういった規模感で皆さんに分かりやすく御案内させていただいている啓発物品というのは、なかなか見かけたことがないというのが実感ではございます。

でも、御意見としては本当に重要な部分だと思っておりますので、いい方法はないのかというところは継続して考えていきたいと思っております。難しいけれども、考えていきたいというところになります。

**【中嶋会長】**

思いつきでしたが、SDGs という言葉はやはり目につく分野かと思ったので発言させていただきました。

ほかにかがででしょうか。

では、清野委員。

**【清野委員】**

清野です。よろしくお願いします。後からも出てくるかもしれないんですけども、消費者教育アドバイザーの新規設置ということで、私は継続してこの委員を務めさせていただいているので前回のところからお聞きしているんですが、その実施状況というか、進捗状況、実際に活動されていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

**【中嶋会長】**

事務局、いかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

消費者教育アドバイザーについての御質問ですけれども、消費者教育アドバイザーにつきましては、第3次計画の中で新規に設置いたしまして、学校教育や地域関係者とのコーディネートを行っていくという目標を立ててございます。まだ未着手の状態です、今後設置いたしまして、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

**【中嶋会長】**

清野委員、よろしいですか。

**【清野委員】**

ありがとうございます。やはり重要なお立場の方かと思っておりますので、ぜひなるべく早い時期に体系的に登用していただければと思います。よろしく願いいたします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

分かりました。

**【中嶋会長】**

湯本委員、お願いします。

**【湯本委員】**

先ほどの基本方針の3番の中で、消費者教育の啓発の推進で、学校における消費者教育の推進と書かれております。聞き漏らしたかもしれませんが、この学校というのは、年齢層は義務教育までなのか、それとも義務教育から大学までを含むのか、その区分について教えていただきたい。

その区分によっては、先ほどの県民によるエシカル消費の主体的な実践に向けた云々と書いてありますが、この「エシカル」という言葉自体が、ある一定の年齢から上、私も「エシカル」という言葉を聞いていて、何だったかなと、先ほどの目標40%に入っていないほうに属するのかなと考えると、義務教育のお子さんにエシカルを理解させるには、具体的な簡単な例か、具体的なマンガ的なもので見れば分かるようなものを表さないとなかなか理解していただけないのではないかという点について、2点お願いします。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

ありがとうございます。まず、学校における消費者教育ですが、基本的に念頭に置いているのは、義務教育・高等教育合わせてではあります。ただ、若年層に働きかけることは非常に重要と認識しておりまして、特に小中学生に関しては、出前講座といったような形で私どもの職員が出向きまして、生徒さんたちにエシカル消費はこんなことですよといった講座の取組も実施させていただいているところでございます。

もう一点つけ加えますと、自立した消費者というところに理念は行き着くかと思うんですが、そういう意味では、年齢を問わず、それぞれの年代の皆様に消費者としての必要な知識を取得していただきたいというようなところがありまして、そういう意味では、高等教育機関というのも、講師派遣というような取組も今年から少し拡大をするような取組を始めているところでございます。

後段のエシカル消費の関係につきまして、こちらも御提案をいただきましてありがとうございます。啓発に関する予算が、昨年度あたりから増強といたしますか、お認めいただいたものを使わせていただく機会を増やしておりまして、今年度も特に、義務教育年代の生徒さんにどうやったら伝わるかとか、もっと幅広の世代に対して、CMとかそういった形で働きかけができないかといったことについて検討しているところでございます。

特に御指摘いただきましたように、小学校・中学校年代の皆さんにはすごく分かりやすくお伝えする必要があります。その一方で、あまり安っぽいものをつくってしまうとあっと言う間に捨てられてしまうというところもあって、そういった啓発物品であれば、ある程度使ってもらって身近に置いていただけるかとか、いろいろ考えておるところでございます。現在の状況としては、そのような状況でございます。

【中嶋会長】

湯本委員、よろしいですか。

【湯本委員】

はい。

【中嶋会長】

ほかに御意見はいかがでしょうか。

草深委員、お願いします。

【草深委員】

一つお伺いしたいんですけれども、消費者教育アドバイザーは先ほど新規に設置しておっしゃっていたんですけれども、これは前のときから、消費生活サポーターの人たちの次に消費者教育アドバイザーをやりますということで、今日は持っていないのですが、一覧表みたいなところに、消費生活サポーターの上にそういうアドバイザーをつくりますというお話がありました。新規じゃなくて。そのときには、募集をかけて、消費者教育アドバイザーを任命しますとおっしゃったはずですが、誰もいなかったということでしょうか。それを今、新規につくってというお答えだったんですけれども。

そうすると、前の時にやりますと言ったけれども、結局はやらなかったのか、誰も集まらなかったのか、その辺はどうだったのでしょうか。お答えいただければと思います。別に責めているわけじゃないんですけれども、ただやるというって何もできなかったのか、そのまま立ち消えてしまって今期また新しくやるつもりになったのか、そのところをお伺いしたいんです。

【中嶋会長】

事務局、お願いします。

【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

消費者教育アドバイザーにつきましては、第3次計画の中で取り組むこととされておりまして、そのアドバイザーを今検討させていただいているところですが、予算的ところがまだ措置できていないことから、募集等まではまだ至っていない状況です。今後、予算措置等をいたしまして募集もかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

今後の見込みというのは、今の時点で分かるものはあるのですか。

【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

内容的な検討になるのですが、できるだけ速やかに検討してまいりたいと思っております。見込みまでは今は申し上げられないんですけれども。

【中嶋会長】

草深委員、いかがですか。

**【草深委員】**

よく分からないのですが、前に、こうやりますと表までつくって生活サポーターの上にアドバイザーをつくって募集をかけてこういうふうにやりますというお話が出ていて、今またそれを予算化しますとか、ツールを考えますというのは、そのときの時点ではそうしますというお話で、そのときはお金のこととか何もなかったんですけども。

そのときはそう思ったけれどもできなかつたので、今度第3次でやりますというのだったら、ぜひしっかりした形で消費生活サポーターの上に消費者教育アドバイザーというものがあれば、よりよい制度で皆さんに伝わっていくと思うので、その辺のところをやっていただけるとありがたいと思っております。

もう一点よろしいでしょうか。

**【中嶋会長】**

それはちょっと後にさせていただいて、今の点、何か事務局のほうで。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

相談啓発係より補足ですが、言葉が混同してしまっている部分があるかと思います。消費生活アドバイザー自体は国の資格を受けた方だと思うんです。そういった資格を持っている方につきましては、アドバイザーという形で、今までは役職としては県のほうで御用意していたわけではないんですけども、各消費生活センターの相談員で、アドバイザー資格を持っている方を任用しているというような状況がございまして、サポーターさんの上と言いますか、より高度な相談に対応できる方という意味では、アドバイザーさんというのは県内で御活躍されている方が各消費生活センターの中にいらっしゃるという状況です。

申し訳ありません。過去の経過は分からなくて、サポーターさんとの上下関係と申しますか、そういう組織関係の表になっていたかどうかというのは、私、申し訳ありませんが承知してなくて、今回の計画で新規設置していきますと申し上げたのは、県の消費者教育アドバイザーという形になるので、国家資格のアドバイザーさんのことではなくて、県の役職としてそういったアドバイザーをつくって啓発とかに活動を広げていただきたいと思いますという、そういうような整理になろうかと思えます。

草深委員のおっしゃいましたサポーターさんより高度なアドバイザーさんというのは、国家資格としてのアドバイザーさんのことで、この資格を持っていて実際に御活躍されている方というのが各センターにいらっしゃるというのが現状かと、お話を伺っていて思いました。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。

**【草深委員】**

分かりました。前の時におっしゃったのは国家資格を持っている人たちを任用して、消費生活のアドバイザーになってもらうということだったんですね。その辺は、もしかしたら私のほうで勘違いをしていたかもしれませんので、新規に教育アドバイザーをおつくりになるのであれば、ぜひそのようにしていただいて、早急に予算を取っていただけて推進していただけると大変ありがたいと思います。こちらの表現の仕方も悪かったと思います。申し訳ありません。

【中嶋会長】

何かありますか。

【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】

そのときの資料がないので何とも言えないのですが、今回ここで言っている教育アドバイザーというのは、こういった消費者教育とか学校教育等の中で消費者に啓発をされていく方ということで設置を考えておりますので、計画に記載されている内容ということで速やかに検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

では、草深委員、もう一つ。

【草深委員】

もう一点ですが、この「エシカル」というこの言葉が、前もそうですが、どうも県民に浸透しないんじゃないかということで、もう少し県のほうでこのエシカルというものを何とか県民に浸透するように努力して、広報とかチラシとかいろいろつくってやりましょうという話がありました。分かっているとは思いますが、今SDGsばかり言われていてエシカルが本当に消えてしまっているの、先ほどもお話があったんですけど、ぜひみんなにエシカル消費について分かってもらえるものを県としてつくっていただくと大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

お願いします。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

御意見ありがとうございます。特定企業さんのお名前を出していいか分からないのですが、株式会社デリシア様とも協定を結ばせていただき、啓発のための予算も昨年度来からやっとなら始めた状況で、本当に広範な概念ですし、もう本当にいろいろな概念がそこら中に出ていて、SDGsも相当な年数と国レベルの予算をかけて周知してきた結果が現在というところではあるかと思えます。そっちに押されてエシカル消費がなかなか浸透していかないというような状況も事実として認識しなければいけない厳しい状況かと思えますので、様々な御意見をいただきながら、我々もいい方向を考えていきたいと思えます。また機会がありましたら、お知恵もお借りできたらと考えております。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございますか。

宮川委員、お願いします。

【宮川委員】

私自身消費生活サポーターになって十何年になるのですが、同じ松本市でも誰が消費生活サポーターなのかとか、そういうことが全然分からないのですが、名簿というか、そういうものを県でつくることは考えていらっしゃるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

ありがとうございます。こちら相談啓発係のほうで対応する案件だと思えますので、私のほうから御回答させていただきます。

サポーターさんには、もう本当に熱心に御活動いただいている方がたくさんいらっしゃって、本当に感謝しております。その一方で、もうちょっと御高齢になって、名簿から落としてほしいという御要望をいただくこともあります。実はサポーターさんの統一的な名簿自体は、課のほうでつくって管理をしておるところでございます。もちろん任命をしなければいけないので管理するのも当然ですが、ただそれをそれぞれの皆様にお配りして、ここにこういうサポーターさんがいらっしゃいますよという情報を共有させていただくに当たっては、個人情報の問題などがあつたりして難しいのがまず一つございます。

それともう一つは、たぶん御承知だとは思いますが、個人情報といいますが、サポーターとして登録されている自分がいるというような情報を、お住まいの自治体に伝えてもいいですよというような御申告をいただいたサポーターさんに関しては、お住まいの自治体に対して、あなたの自治体にはサポーターさんとしてこういう方がいらっしゃいますというようなことをお伝えする取組も近年始めました。

一方で、自治体の側からは、そういった情報をいただいたとしても、サポーターさんにも得意分野がそれぞれ違ったりしますので、お名前を頂いただけで、いきなり連絡を取ってこんなことを手伝ってほしいんでは、なかなか言いづらいという率直な御意見も届いています。もっといいやり方がないのかと検討しながら進めているというのが、偽らざる現在の状況でございます。

**【中嶋会長】**

宮川委員の御指摘は、横のつながりみたいなことがあるとよりいいんじゃないかというような感じですか。

**【宮川委員】**

活動しやすいので。

**【中嶋会長】**

サポーターさんからそういった声もあると、横のつながりをつくっていくような方法みたいなことも、今後御検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

吉原委員、お願いします。

**【吉原委員】**

今の消費生活サポーターさんのお話に関連してお聞きしたいのですが、消費者大学の受講からサポーターさんになるという話ですね。消費者大学というのは、10年ほど前は消費者の会に入れるというものだったと思うのですが、いつの間にかサポーターの活動ということでやってきているようですが、消費者の会も高齢化や会員の減少で活動がなかなかできなくて解散するところも多くてとても残念だと思っています。

今、サポーターさんになっている方は300人近くいらっしゃいますが、その方がもし団体のほうへ所属していないとすれば、どんな活動をしているのかお聞きしたいと思います。

それと、消費者大学ですが、今オンラインで受講ということになっていますが、オンラインだけでなく集合型でやっていただけないかということがあります。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。今の2点いかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

消費者の会などに属していないサポーターさんに関してですが、消費者大学を卒業され

た方は、今のシステム上ですと、登録さえすれば消費者サポーターという形で活動できるようになっていますので、それこそいろいろな方がいらっしゃいまして、士業を持っている傍らで、司法書士さん、行政書士さんの中で消費者大学を受けられたりという方もいらっしゃいます。自分のお仕事と消費者に対する啓発が幅広というか、授業をやったりとかそういう形態とは違いますが、リンクされているような方もいらっしゃいます。

あとは、御自身は普通に会社員をやっているから登録はしてあるけれども活動はされていないという方も事実としていらっしゃいます。高齢になって活動を控えているという方もいらっしゃれば、日常生活としては本当に普通に全然会社員とか組織に属したことをやっておられて、資格は持っているけれども、サポーターとして具体的な活動はされていないという方もいらっしゃると聞いております。

あと、消費者大学の開催の方法につきましては、昨年度からオンライン配信形式にしたという形だったかと思います。一昨年度からもしかしたらやっていたかもしれませんが。間口を広めるためという形でオンラインにしたと伺っているんですが、一方で、リアルで1か所という形の御要望もあると伺っています。今年はリアルで開催するものとしては、単発になるかもしれないんですけども、開催ができないかという宿題の形で事務的に引き継いでいる状況があります。

やはりオンデマンドの配信という手法も取れたりすることもあって、配信の形式というのは、今の時勢として若い年代の方に受けていただくという観点からかなり有用かというところで、オンライン配信の形式自体はそのままやったほうがいいと思いますということを引き継いでいる状況ですので、様々御要望をいただきつつ、広い世代の方に受講していただけるような方法というのは継続して検討していかないといけないと認識しております。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。吉原委員、よろしいですか。  
清野委員、お願いします。

**【清野委員】**

消費生活サポーターについて、私からも少しお聞きします。計画の中に盛り込まれていて、消費者教育の担い手として期待されている部分が大きいと私自身は思っているんですが、そんな中、やはり消費生活サポーター自身がもう少し自分の知識をブラッシュアップしていく場であったり、先ほどおっしゃられたように、お互いに交流してどんな活動をしているか、意見交換の場とかそういったものも、本当に消費生活サポーターを生かしていくに当たっては必要なのではないかと思うので、そんなところを御検討いただければと思っております。以上です。

**【中嶋会長】**

事務局、お願いします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

消費生活サポーターの皆様については、先ほどお話があったとおり 300 名ほどいらっしゃるんですけども、かなり人それぞれといたしますか、知識を磨きながらもっと上の段階を目指していく方もいれば、まずは御自分の学びを中心に活動されている方もいらっしゃる中で取組が難しいところもあるんですけども、それとコロナ禍の中で若干活動が停滞していた部分もあるのかなというところはございます。

その中で、令和4年度からサポーター研修会ということで、サポーターの皆様が集まっていたかきまして、そういうリアルの機会についても設けているところで、これについて

は引き続き実施していく予定としておりますし、「より知識を身につけて」という方については、中核人材の育成研修という形で、非常に専門的な内容の研修にも参加いただく機会も設けておりますので、そういった機会を利用していただいて、活動の幅を広げていただければと思っているところでございます。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。よろしいですかね。

ほかに御意見、御質問よろしいですか。

五明委員、お願いします。五明委員、すみません、いま到着されたということで、途中ですけれども、一言御挨拶をいただいてからよろしいですか。

**【五明委員】**

遅刻してきて申し訳ございません。長野県銀行協会常務理事の五明でございます。今年もよろしく願いいたします。

先ほどエシカル消費の話が出ていたのですが、長野県さんは、先ほどありましたとおりデリシアさんと提携するなど、かなり頑張っていていらっしゃる、私は思っています。しかし、前回も私は申し上げたと思うのですが、この運動は長野県さん独自の活動ではなく、国全体で消費者庁などが絡んで行っている活動だと思います。皆さんがエシカル消費の認知度が上がらないとおっしゃるのですが、この認知度が上がらないのは長野県さんのせいだ、みたいになると可笑しい話になってしまうので、もう少し国とうまく連携をする、国に働きかける、うまくいっている県などがどのようにしてうまくやっているといった情報をたくさん共有していただいて、この運動につなげていただけたらいいのではないかと考えています。お願いのような意見のような話になってしましますが、そんなことを考えています。よろしく願いいたします。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。

事務局のほうは、何かコメントございますか。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

御意見をいただきましてありがとうございます。機会を捉えて国のほうにも要望していきたいと思っておりますし、長野県としても各部局で進めている取組を県民の皆さんと一緒に取り組んでいただければ、それでエシカルにつながるというようなところの働きかけも一生懸命やっていきたいと思っております。御意見を賜りましてありがとうございました。

**【中嶋会長】**

ほかにはございますか。

高島委員、お願いします。

**【高島委員】**

私も今日初めてなので、もしかしたらこれまでに議論されているのかもしれませんが、計画が2年目ということで、5年間の中でどのように消費生活センターの設置目標を達成できるかということを前提にお聞きしたいのですが、消費生活相談体制は、各市町村にできるだけ相談窓口があったほうが望ましいというようなお考えはあると思いつつも、計画の6ページには長野県は町村が多いので、それぞれの自治体規模とかいろいろな関係で全部のところにセンター設置はできないということですが、これは100%を目指して一生懸命後押しをしていくということなのか、一元的に相談できる場所を県としてもっと強化

するという事なのか、あるいは国との連携などでカバーしていくということによろしいのか、何年ぐらいまでに100%にするということが明記されていないのですが、ここら辺の考え方を端的にお願いしたいと思うのですが。

【中嶋会長】

事務局、お願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 西川課長】

ありがとうございます。今センターという話でしたが、法律では、都道府県にはそういった相談のセンターを設置しなさいという義務となっています。市町村については努力義務ですが、その市町村についても、相談窓口については設置してくださいという前提がございます。

そういった中で、委員御指摘のとおり、町村は窓口をつくったものの、センター設置まではなかなか難しいと。もっと言えば窓口をつくっているけれども担当職員も兼務なので、なかなか1人でやるのは難しいという話もある中で、現在19市については全てセンターを設置しておりますが、例えば長野や上伊那、大町、茅野辺りは、市が中心となって周辺の町村も含めて広域化ということの中でセンターを一緒にやりましょうという動きが出ております。

ですので、今の話で申し上げますと、飯田と松本、木曾、東信地域等を除くと、市と広域センターも含めると人口では大体網羅しているという意味での89.1%という形になります。

ですので、当然その町村支援というものもございますし、例えば、飯田ですとか、松本など、いわゆる広域化できていないところでは広域化という選択もあろうかと思えます。県でどうしてもこれにしないということはもちろん言えない中で、その地域その地域の事情に応じて進めていくことを県としてもバックアップしていきたいと考えているところでございます。

【中嶋会長】

今のお話ですと、広域化の部分も含めて100%を目指すということでよろしいですか。

【くらし安全・消費生活課 西川課長】

最終的には広域化を含めて100%を目指すような形になります。

【中嶋会長】

ほかにはございますか。では、会議事項(2)以降の部分もかなり入ってきているところだと思いますので、進めさせていただきます。

続きまして、会議事項(2)ということで、令和5年度事業実績について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 西川課長】

それでは、引き続きまして令和5年度事業実績について御説明をさせていただきます。資料が膨大になって若干長くなってしまいますけれども、御了承いただければと思います。初めに資料3を御覧ください。

第3次長野県消費生活基本計画では、19の達成目標を設定してございます。現時点で、令和5年度の実績値が確定しないものも結構あるんですけども、その各々について御説明させていただきたいと思えます。

まず1-1、電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害認知件数についてでございますが、令和

5年度は、テレビ・ラジオ・新聞・ウェブなど、様々な媒体を活用しながら広報活動を実施しますとともに、関係団体の皆さんと共に啓発活動を行いまして、10月から11月にかけて被害防止共同キャンペーンに取り組むなどの対策を行ってまいりました。しかしながら、架空料金請求詐欺ですとか、還付金詐欺、金融商品詐欺の被害が大幅に増加したことによりまして、認知件数は前年よりも29件増加いたしまして227件となってしまいました。

本年度は、引き続き産官学連携協定によりましてAIを活用した電話でお金詐欺被害防止対策事業の周知を図りますとともに、ウェブを活用した新たな広報活動に取り組むなど、被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2-1、市町村消費生活センターの人口カバー率につきましては、先ほども申し上げましたけれども、例えば中核的な市の消費生活センターが周辺の他町村の相談を受けるといった形、いわゆる広域化によりまして、市町村の消費生活センターをカバーするといった人口が現在89.1%まで上昇しているところでございます。

センターの単独設置が困難な町村につきましては、広域連携が図られるよう働きかけますとともに、引き続き市町村消費者行政の充実強化に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2-2、市町村相談窓口に対する訪問／電話助言等支援件数につきましては、現在県消費生活センターでは、相談業務の経験豊富な消費者行政経験者を市町村消費者行政推進支援員として2名配置しております。相談や支援等に関する技術的支援をはじめとして市町村への支援を行っておりますが、令和5年度の支援件数は930件となっております。今後支援員の増員を検討するとともに、引き続き目標とする支援件数1,400件を目指してまいります。

3-2、エシカル消費を理解している人の割合、先ほどからエシカル消費については御意見をいただいておりますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、昨年度のアンケート結果では、理解しているといった人の割合が8.6%、聞いたことがあると回答した人を含めても36%という結果で、まだまだ低い現状にございます。

こうした中で、こちらにつきましても先ほど御説明申し上げましたとおり、昨年度は県ホームページの特設サイトでの情報発信ですとか、講演会の開催、イベントへの出展、小学生向けの啓発物品の作成などによりまして、広報・周知を図りますとともに、長野県立大学との協働によりまして、「ここからエシカルマップ」、エシカル消費に取り組んでいるお店を見える化するマップの作成を行っております。

また、事業者の皆様とは、スーパー等におけるエシカルな商品を示すスイングポップの表示を実施していただきますとともに、連携協定を締結しております株式会社デリシア様とは、エシカルな消費を購入するとポイントが付与されまして、その半分が県に寄附されますエシカルポイントを実施していただき、今年3月には約284万8,000円の御寄附をいただいております。

引き続き、事業者の皆様にはエシカルな商品、サービスの提供を進めていただき、これがさらにエシカル消費につながるという好循環が形成されることを目指してまいります。これも先ほど来お話があったんですけれども、SDGsとの関係になります。これも皆様が御承知のとおり、SDGsという言葉がこの世に出たときは、何だこれはということで、こんなものが本当に浸透するのかなということもあったんですけれども、いろいろな側面から浸透していく中で、そのうちの一つがSDGsに中学生ですとか高校生、小学生もそうですが、いち早くそのことに気づいて学んで、そこからお父さんやおじいちゃん、おばあちゃんにお話をして、私のパターンがそうですが、じいちゃん、ばあちゃん、私が言うより孫に言ってもらったほうが聞くということで、そういった子供たち、青年たちが大人たちを変えていった好事例だと思っております。

先ほど来お話がありましたとおり、エシカル消費は長野県だけでなく消費者庁が取り

組んでいるということもございますので、実は先日も消費者庁長官とたまたま会う機会がございまして、エシカル消費の話もお聞きし、長官からは長野県はよくやっているというお話も実は伺っておりますので、そういった機会を捉まえて、我々もやっているけれども、もっと国のほうも頑張ってくださいということで国へも伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして 3-3、職場いきいきアドバンスカンパニー認証件数でございます。県では、誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組む、実践する企業等を職場いきいきアドバンスカンパニーとして認定をしております。令和 5 年度末現在の認定企業数は 309 社でございました。

続きまして 3-4、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達額・調達件数についてでございます。現在調査結果集計中ということで、今月末に取りまとめられる予定とお聞きをしております。

3-5、環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合でございます。県の第 5 次長野県環境基本計画、こちらも同様に令和 5 年度から 9 年度までの計画でございますが、そこでは達成目標の一つに、環境のためになること、環境に配慮した暮らしを実行している人の割合を設定しております。令和 9 年度に 80%になることを目指しております。長野県世論調査協会の令和 5 年度の報告では 66%という状況でございますので、引き続き達成目標に向かって努力をしていきたいと考えております。

続きまして 3-6、1 日 1 人当たりのごみ排出量につきましては、令和 5 年実績が、令和 7 年 4 月に環境省から公表されるとお聞きをしております。参考といたしまして、令和 4 年の実績ですけれども、802 グラムとなっております。

3-7～3-9 につきましても R5 実績が公表されておられませんので、国の統計データが公表された後に確定いたしますけれども、参考として、これは令和 3 年になってしまいますが、例えば 3-7 の温室効果ガス総排出量につきましては、1,378 万 9,000 トン、最終エネルギー消費量につきましては、18.4 万テラジュール、再生可能エネルギー量につきましては 3 万テラジュールとお聞きをしております。

裏面を御覧ください。3-10、郷土食をつくることのできる人の割合でございます。この割合につきましては、3 年に一度実施しております県民健康栄養調査に基づいて数字が出ているものでございまして、これも R5 でなくて R4 になってしまいますけれども、参考までに申し上げますと、R4 実績は 33.1%となっております。

続きまして 3-11、3-12 でございます。同じようなことで恐縮ですが、これも来月 6 月頃に集計される予定とお聞きをしております。

3-13 でございますけれども、県では、より高い品質の農産物や農産物品加工品の生産情報を消費者へ開示いたしまして、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的といたしました長野県原産地呼称管理制度を設けてございます。また、日本酒とワインにつきましては、国税庁所管の酒類の地理的表示制度の指定を受けてございます。

原産地呼称管理制度では、農産物の原料ですとか栽培方法、飼育方法等による差別化を行いまして、長野県で生産・製造されたものを自信と責任を持って消費者に PR することで、消費者の信頼を得ながら、かつ生産者の生産意欲をさらに醸成するとともに、長野県産農産物のブランド化を推進していこうというものでございます。令和 5 年度末現在の認定件数につきましては、384 品という状況でございました。

3-14 につきましても 7 月頃に集計される予定とお聞きをしております。

3-15 の割合につきましては、こちらは今度 3 年に一度実施いたします県民健康栄養調査に基づいております。これにつきましても資料がないんですけれども、令和 4 年につきましては 48.8%という数値でございました。

続きまして 3-16 でございます。健康にも配慮した長野県版エシカル消費の実践といった観点から、飲食店ですとか事業者と連携した健康づくり応援メニューの提供など、信州

ACE プロジェクトの推進を、消費生活基本計画の施策の方向性の一つとして位置づけたものでございます。

目標として設定している健康に配慮したメニューを提供する店舗数でございますが、現在 781 店舗となっております。令和 9 年度末までに 1,000 店舗を目指してこれからも進めてまいりたいと思っております。

最後に達成目標以外の参考指標ですとか、関連施策の指標を一覧としたものを参考資料としてお配りしてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、令和 5 年度の事業実績の主な部分について御説明させていただきます。資料 4 をお願いいたします。

(1) 事業者指導による消費者取引の適正化及び安全の確保、さらにアとして特定商取引に関する法律関係でございます。訪問販売ですとか電話勧誘販売、通信販売等の特定商取引については、勧誘の際の目的の明示、重要事項を記載した書面の交付などが特定商取引に関する法律によって事業者には義務づけられているところでございます。

特定商取引については、県の消費生活センターにも様々な相談が寄せられており、こうした相談の中で悪質な事例につきましては、県庁にいる担当職員ですとか、不当取引調査員が調査に入り、違法な事例については口頭・文書による行政指導、または行政処分となる指示・業務停止・禁止命令を行っております。

昨年度は、訪問販売の際に勧誘に先立ち商品の売買契約の含有目的があることを告げなかった事業者ですとか、家族が勧誘を拒否している消費者に対して勧誘を行った事業者など、計 6 件の行政指導を行ったところでございます。

続きまして、イ、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）関係でございます。景品表示法につきましては、過大な景品類を提供することですとか、商品やサービスの品質・内容・価格などを偽って表示を行うことを規制することによりまして、消費者の利益を保護することを目的としているものでございます。

違法な事例に対しましては、違反行為の差止、再発防止策の実施、消費者への周知徹底、違反を行わないこと等を命令する措置命令ですとか、措置命令の必要はないけれども指導が必要な場合につきましては、口頭や文書で指導を行っているところでございます。

昨年度は措置命令の対象となる事案はありませんでしたが、原料にベニズワイガニを使用しているのにメニューにズワイガニと表示していた案件など、計 3 件の行政指導を行ったところでございます。

3 ページを御覧ください。

(2) 消費者教育の充実のうちのア、特殊詐欺等消費者被害防止対策の推進関係でございます。表中、真ん中に記載の特殊詐欺被害防止共同キャンペーンにつきましては、令和 3 年度から始めました取組で、3 年目となる昨年度も消費者被害防止対策推進会議構成団体の皆様に御協力いただきながら、電話機対応ですとか、金融機関窓口を中心とした啓発を県下一斉に行ったところでございます。今後も被害の発生状況等を見ながら、警察や関係団体と連携をいたしまして、有効な啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

4 ページを御覧ください。

イ、消費生活情報の提供関係でございます。上から三つ目の「くらしまる得情報」につきましては、特殊詐欺に対する注意喚起ですとか、長野県金融広報委員会の御協力をいただきまして、人生 100 年時代に向けた資産形成に関する情報などを提供してまいりました。

続きましてウ、セミナー・講座の開催等でございます。4 ページから 5 ページにかけての記載になっておりますが、消費者大学、消費者教育中核人材育成につきまして、ウェブを活用し実施してまいりました。引き続き内容のブラッシュアップとともに、開催の御案内をしっかりと行い、多くの方に受講していただくよう努めてまいりたいと思っております。

先ほども貴重な御意見をいただきましたので、そういった御意見も踏まえて、引き続き

取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その下に記載の消費生活相談員資格取得支援通信講座でございますが、受講者 63 名中 5 名の方が合格されました。県内の合格者数は 6 名ですので、合格者の大半が県の講座を受講している状況となっております。

1 点すみません、訂正といいますか、おわびで恐縮ですが、最下段の出前講座でございます。見ていただければ分かるんですが、5 年度の実績が大きく落ち込んでございます。何が原因なのかということで原因を精査した結果、大変申し訳なかったのですが、実はカウントしていない講座が多々あったということが判明いたしました。今日に間に合えばよかったのですが、精査をしている中で本日の会議に間に合いませんでしたので、正しい数字につきましては、集計を後日皆様のお手元のほうにお届けしたいと思っておりますので、その点お含みおきをいただければと思います。

それでは 6 ページを御覧ください。

(3) 消費生活相談体制等の充実です。アに記載のとおり、消費者被害救済委員会に託すべき案件は 1 件もございませんでした。

次、7 ページをお願いいたします。上段に記載の②市町村消費者行政担当基礎研修につきましては、令和 3 年度からウェブを活用しリアルタイムの参加者のほかに、いつでも好きなときに視聴できるオンデマンド方式を採用し、受講者の利便性を高めて参加しやすくいたしました。

また、③消費生活相談員等実践研修につきましては、令和 4 年度以降集合形式で開催しておりまして、多くの消費生活相談員の方に御参加をいただいているところでございます。

④消費者生活センターの広域化につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、人口カバー率が 89.1%まで上がっているという状況になってございます。

8 ページを御覧ください。早口で大変恐縮でございますけれども、国の地方消費者行政活性化交付金を財源とした市町村への財政支援の状況でございます。

令和 5 年度の交付金を財源とした市町村への財政的支援につきましては、消費生活センターの設置ですとか、消費生活相談員の配置等への支援を行う①の推進事業が 22 市町村、合計 2,195 万 2,000 円の交付実績となっております。

また、消費者教育・啓発への取組等、国として取り組むべき重要な消費者政策推進等への対応力の強化を目的とした強化事業につきましては、14 市町村で合計 159 万 1,000 円の交付実績となっております。

9 ページを御覧ください。関係団体等との連携強化についてでございます。記載のとおりでございますけれども、時間の都合上説明を割愛させていただきます。

続きまして、令和 5 年度消費生活相談の状況について御説明申し上げます。資料 5 を御覧ください。

令和 5 年度の相談件数は 5,560 件、そのうち苦情相談が 5,211 件で、前年度から 285 件の減、マイナス 5.2%となっております。

一方 2 の年代別を見てみますと、60 歳以上の方からの相談件数が昨年より増加しておりまして、全体に占める割合は 4 割を超えているという状況になってございますので、引き続き啓発や見守りなど、高齢者への皆様への消費者被害防止対策を進めてまいりたいと考えております。

また、20 歳未満の方からの相談は 89 件、全体の 1.7%と現状では非常に少ない状況ではございますけれども、令和 4 年 4 月から、御案内のとおり成年年齢が 18 歳に引き下げられたことも踏まえまして、引き続き若者への消費者教育ですとか、相談窓口の案内などにも力を入れていく必要があると考えております。

3 の商品・サービス別でございますけれども、身に覚えのないクレジットカード使用ですとか、架空請求など、商品を特定できないものが一番大きなウエートを占めてございます。また、広告代理サービスなどの役務や工事・建築・加工、インターネット通信サービ

ス関係の相談が増加してございます。

4の販売購入形態別につきましては、化粧品ですとか健康食品、インターネットゲームなどの通信販売が前年度から252件減ってはいるものの、1,874件と全体の4割弱、36%を占めてございます。

最後に参考として、県及び市町村における相談件数の状況を記載させていただきました。令和5年度の結果は現在集計中ということですので、情報が古くなってしまいますが、いずれにしても近年の傾向といたしまして、県に寄せられる相談の割合が減少傾向にある一方で、市町村の相談窓口を利用する方の割合が増えているという状況になってございます。

続きまして、令和5年度の電話でお金詐欺、いわゆる特殊詐欺発生傾向について御説明申し上げます。資料6を御覧ください。

発生件数は227件で、前年と比較して29件の増、被害額に至りましては約9億8,100万円と、前年より約4億1,900万円の大幅の増となっております。内訳を見てみますと、被害件数が一番多いのが架空料金請求詐欺で75件、全体の3分の1を占めてございます。被害額が一番多いのは金融商品詐欺で、約3億2,400万円、こちらも被害額全体の3分の1となっております。昨年と比較しても大きく増加をしております。

依然として高齢者を中心とした被害が高水準で推移しておりまして、特に自宅の固定電話に犯人から電話かかってきたことをきっかけとした被害が認知件数全体の約6割を占めております。

また最近では、SNSやインターネットサイトの広告等に表示された連絡先に架電したことによりまして、被害が生じたといったことも全体の3割と増加しているところでございます。

資料7ページを御覧になっていただければと思いますが、7ページ上段に手口別の被害阻止者の表といったものがあるかと思いますが、オレオレ詐欺ですとか、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺につきましては、御家族だけではなく、コンビニの店員の方ですとか、金融機関職員の皆様にも数多く被害阻止を行っていただいております。こうした水際の被害阻止件数は、防止措置が前年比プラス9件と増加しておりまして、地域全体で被害防止に対する意識が高まっていると考えております。

すみません、長々と説明をしてしまいましたが、説明については以上でございます。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問や御意見ございましたらお願いします。

吉原委員、お願いします。

#### 【吉原委員】

資料3の3-2のエシカル消費を理解している人の割合のことで、今、エシカルマップというお話がありましたけれども、以前大学生につくっていただいたマップもあるんですが、それが続いていくのかと思ったらそのときだけで終わってしまったような気がするんですね。それをまたやっていただけると、県民の皆様の考え方も変わるのではないかと思います。

#### 【くらし安全・消費生活課 西川課長】

今の件につきましては、継続してやってございまして、地域が変わっているということで、今おっしゃったのは、例えば長野でやったときに、もう一年長野でやってくれというお話だと思うんですが、様々な地域でやっていただくことも非常に大切なことと認識をしておりますので、やっていないのではなくて、先ほど説明したとおり、地域を変え

てマップをつくっていただいているという状況でございます。

ただ、当然引き続きやったほうがいいのではないかと御意見も、今承りましたので、予算の絡みもございますけれども、手法についてはまたこちらのほうで受け取らせていただきたいと思っております。

**【吉原委員】**

地域でやっていることがどこかで見られるでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

過去に実施したエシカルマップに関しましては、長野県のエシカル消費の特設サイトの中に、地域別のマップ、店舗がありまして、そちらで御覧いただけます。

昨年及び一昨年に行われたのが諏訪と木曾で、そちらは冊子版にしてお配りするような形でもやっていますし、ホームページのほうにも順次反映してあったのではないかと思います。

御指摘のとおり、エシカルな関係に取り組んでいらっしゃる店舗さんというのは年々増えたり変わったりする可能性もありますので、追跡調査もいろいろ必要ですけれども、現時点では、長野県10圏域全部を終わらせていない状況なので、あと2か所、上伊那と北アルプスを実施させていただいて、またその後の展開というのは考えていかないとイケないかなというところがございます。

**【中嶋会長】**

前に、その最初の冊子を出すというときにこの審議会でも内容を見て議論をして意見を出して、こうしたほうがいいんじゃないかみたいなことをやったと思うんですけども、確かにその後の地域のものは、資料としても特に出てきてはいなくて、私自身も全然把握していなかったのですけれども、その特設サイトのほうにそれが載っているということですね。

今後、エシカルの広報をどういうふうにしているのかということも、何か資料的な形で簡単にでも教えていただくと助かるなと思ったのが一つです。

**【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】**

ありがとうございます。今、ホームページを見ているのですが、「長野県版エシカル消費」という特設サイトがございまして、その中に「ここからエシカルマップ」という形で、北信エリア・東信エリア・中信エリア・南信エリアで、現在まだこれから調査をしてもらわなければいけない上伊那と北アルプスを除いたエリアに関しては反映させているので、どちらのお店が調査に御協力いただいてエシカルの取組をされているのかというのはホームページで御覧いただくことができます。

また、広報のやり方、こんなふうにやっていますというのは御意見をいただきましたので、今後の審議会に当たって準備を考えていきたいと思っております。

**【中嶋会長】**

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

では、北澤委員、お願いします。

**【北澤委員】**

デリシアさんと協定を結ばれているというお話の中で、ポイントがついて県のほうに寄附があるというお話だったと思うんですが、その寄附はどのようなものに使われているのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

ありがとうございます。主に広報・啓発の事業について予算化して使わせていただいています。実は本格的に使うのは今年からで、かなり多めの配分にしてあるんですけども、昨年度も使わせていただいて、現物は今ないのですが、森のタンブラーという、少しいい啓発物品を昨年はつくらせていただきました。

木製のタンブラーですが、リンゴの木の廃材からきれいなタンブラーを、アルクマのマークをつけてつくって、それはエシカルの親子教室に参加していただいた方たちにお配りするという形でつくらせていただきました。親子教室の実施も実績がなかなか伸びてなくて、もう少し幅広にお配りして周知に努めていきたいというのが昨年の実績の状況でございます。

今年度は、先ほどもちらっと触れましたけれども、CM を打ったり、そういった形での広報に使わせていただきたいという計画で動いているところです。

【北澤委員】

ありがとうございます。

【中嶋会長】

清野委員、お願いします。

【清野委員】

お願いします。質問が2点あります。まず、資料3の達成目標についてです。例えば3-5などは、調べた対象者、県政モニターアンケートからの数字かと思うのですが、環境のためになること、環境に配慮した暮らしを実行している、これは具体的にはどんなことをしているとそれが自分として配慮した暮らしをしているということになるのか、何かそういう項目があるのかを教えてください。

それと、資料6の電話でお金詐欺の発生傾向ですが、今、御説明いただきありがとうございます。表の一番下に「その他の特殊詐欺」ということで、令和5年度から金額が大きくなっていて、前年同比の増減率が2,130%という非常に大きいのですが、これは例えばどんなものが含まれるのか教えていただければと思います。以上です。お願いします。

【くらし安全・消費生活課 企画指導係 山口係長】

一つ目の3-5の指標、環境のためになることを実行している人の割合ですけれども、こちらにつきましては、「環境と暮らし」という世論調査を一般社団法人長野県環境保全協会と長野県世論調査協会が実施しております。2023年の対象を見ますと、長野県内に住む18歳以上の男女800人を抽出して調査をしています。有効回答が455人、56.9%となっております。郵送方式で調査を行っていきまして、郵送・インターネット・ファックスで回答していただいたということです。

環境のためにどんなことをやってもらっているかと言いますと、回答項目が細かくありまして、ホームページにもこの「環境と暮らし」の調査結果が載っていますので、また御覧いただければと思うんですけども、例えば「マイバッグやマイボトルを使用している」ですとか、「ごみの分別やリサイクルをしっかりとやるように心がけている」とか、「節電を実施している」とか、そういった細かい項目がありまして、それぞれ実施しているかどうかというような調査をしています。

結果としまして、66%くらいとなっておりますが、内訳は「かなり実施している」という方が6.2%、「ある程度実施している」という方が60.7%で、合わせて66.9%という結果となっております。一つ目は以上です。

【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】

特殊詐欺の関係につきましては、防犯担当の染野から回答させていただきたいと思いません。

その他の中身についてでございますけれども、同じ資料6の一番最後の12ページに特殊詐欺の類型という形で手口が載っております。そもそも特殊詐欺というのは、非対面の形によって被害者をだまして金銭をだまし取る手口のことを指しております、上はオレオレ詐欺からずっときております、これらの名前がついている手口に属さないものをその他としております。具体的に増えた分やその他の中身について、詳細はここではすぐに回答できなくて申し訳ないんですけども、中身は確認してみないと分からないですが、考え方としては、この類型に属さない手口がその他として計上されているという形になります。

【中嶋会長】

分かりました。今の時点では具体的に何かというのは分からないということですね。よろしいですか。

ほかに御質問や御意見はございますか。

吉原委員、お願いします。

【吉原委員】

相談員さんのお話ですが、私は上田市から来ていまして、上田市の相談員さんは1人しかいないという話で、とても大変だということを知りました。そういうときは、県の相談員さんが一緒にやっていただけるのか疑問に思ったのですが、いかがですか。

【中嶋会長】

今の点はいかがですか。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

先ほど課長の西川のほうからも御説明したんですけども、基本的に市町村さんは基幹自治体として窓口をつくるという原則の部分がまずあります。センターの相談員さんの枠2名のところが1名だというお話は何っていたりして、そういうものに対して県の手当としましては、人材バンクという形で整備しているものがあります。そちらのほうにお問い合わせいただければ、近隣で通えそうな人材バンクに登録されている相談員資格を持っている方の情報をお伝えしたりということ、まず一つやっております。

それから、必然的という部分もあるんですが、上田市のセンターさんのほうで対応しきれないものというのは、近隣ですとか、県のセンターのほうに市に相談できない結果として回ってくる実態もあろうかと思えます。北信のエリアでもあるんですけども、特定の市町村さんでなかなか配置できないといいますか、欠員状態になってしまっていることもあるので、そこでは市町村窓口で連絡が取れなかったから県にかけてきたというみたいな形で、相談される方にとってはちょっと手間かかってしまったりするんですけども、結果的に県がバックアップには入らせていただいている形はございます。

ただ、一緒にやるというか、市町村センターに県の職員が行ってというのはなかなか難しいのが現在の状況という御回答でお願いします。

【中嶋会長】

ほかにございますか。

湯本委員、お願いします。

**【湯本委員】**

分かったら結構ですけども、資料2の9ページの先ほどの電話でお金詐欺と、資料6、これも関連するんですけども、資料2を見ていただくと平成25年で認知と阻止を足すと327件で、10年たって先ほどの令和5年の実績を見ると227件と417件とで644件ということで、10年しないうちに認知と阻止で倍になっています。

その中の傾向として、被害に遭われた方や阻止された方もそうですが、いわゆる多重、リピートされている方の傾向は結構あるのでしょうか。

**【中嶋会長】**

被害のリポートということですね。この点はいかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

あるかないかと言いますと、実際に二重に被害に遭われる方はいらっしゃいます。この場で2度目、3度目の被害に遭われた方が何人という数字は申し上げられないんですけども、あるかなしかで言うと、以前に被害に遭って再び被害に遭ったというのは傾向としてはございます。

**【中嶋会長】**

ほかに御意見等ございますでしょうか。

高島委員、お願いします。

**【高島委員】**

今の湯本委員の質問に関連するかと思います。資料2の6ページの⑤県民の意識で、ここはとても大切なんですけれども、誰にも相談していない場合が最も多いのが「相談先が分からない」ということで、先ほどのセンターの窓口の強化とか間口を広くすることは非常に重要だと思っているのですが、結果、日々メディアなどでも報道される被害は非常に大きいわけです。

そこで資料6との関係ですが、それぞれの機関で大変御努力をされているとは思いますが、結局その被害に遭われる、未然防止も含めてですが、本来どこの窓口でも県民は話を聞いてほしいわけです。つまり、縦割りで言えば行政は行政、警察は警察ですが、この辺のプラットフォームと言ったら変ですが、協議するような場というのはどんなイメージを持てばいいのかなど。私も勉強不足ですみません。警察のほうは検挙ということでエネルギーを大変割いていらっしゃると思いますし、多忙だとは思いますが、やはりぎりぎりの水際がどこまでかということ自体も、本当に今すれすれで分からないような犯罪が多くて頭が痛いと思うのですが、この点については連携強化というのはどんなところで担保されるものか。根拠として、例えば条例に明記されるのか確認をしたいのですが。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

実質的な面で御説明させていただきますと、私も実は県警から出向で県のくらし安全・消費生活課に来ておりまして、そういった面では当然県と県警で連携はさせていただいておりますし、特に特殊詐欺や一般的な犯罪防止、防犯という意味では警察の外郭団体として防犯協会という協会がございまして、これは県の防犯協会という県全体で取りまとめているものもございまして、市町村単位で各市町村の首長が大体各地区の協会の会長をやっているんですけども、そういったような防犯協会という外郭団体もございまして、その団体の構成員はどういう方かということ、各地区の地区で選出されている防犯指導員という、いわゆる地区の役員さんになります。こういった市町村の地区の役員さんをさらに

行政側で取りまとめているのが、大体市町村の消費生活センターや防犯や消費者行政を担う係の方で、市町村の防犯協会の運営事務局もやられています。

そういった面では、警察と行政、またその間に防犯協会という協会もございますので、そういったことで三位一体と言いますか、行政だったり、地域のボランティア団体だったりということで連携は図られております。

**【高島委員】**

末端で関わっていらっしゃる方が地域にいらっしゃるということは分かったんですけども、どちらにしましても、民間のほうで先ほど来出ているサポーターとかアドバイザーも含めて、少し高度な方法でアドバイスしてあげられる人材が必要なのかと認識はいたしました。いずれにしても、警察の方のいろいろな手続や処理は非常に大きいと思うので、県としっかり連携を強化していただけるような応援をしなければいけないなと感じました。ありがとうございます。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。

**【くらし安全・消費生活課 西川課長】**

相談しなかった理由というのは、もう被害に遭ってしまって、どこにも誰にも相談できなくて泣き寝入りというだけの意味ではなくて、例えば電話が来ましたと、いついつまでにお金を持ってきてくださいねと言われた場合に、本当はそこで家族に相談したり、友達に相談したり、そういう意味の相談も入っておりますので、そこだけ御理解をいただければと思います。

そういった意味では、我々もそうですけれども、こういった会を通じて、先ほども話がありました消費者力をつけてより賢くなって、あまり「自立した」とか「賢い」というのはいい言い方ではないですが、消費者の皆さんが「これっておかしいんじゃないか」ということに気づくような力を持って、何かそういう人たちがいたときに、「それ、おかしくない？」とか、銀行行っている人に対して「それって誰かに相談したら？」というようなことで被害を防げるということにつながれば、今言ったようなことで相談先が分からなかったということがなくなる可能性もあるのかなと認識はしております。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

では、次に進みたいと思います。続きまして会議事項（3）令和6年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

**【くらし安全・消費生活課 西川課長】**

それでは引き続きまして、令和6年度の事業計画について御説明申し上げます。資料7を御覧ください。

消費生活の安定・向上と防犯意識向上を推進するための事業の令和6年度の当初予算額は、1億3,541万4,000円でございます。消費生活相談員等の人件費の増などによりまして、昨年令和5年よりも823万5,000円の増となっております。

内容といたしましては、先ほど来申しております基本計画、推進計画に基づきまして、消費者教育・啓発の実施ですとか、市町村の消費生活相談体制の支援に取り組んでいるところでございます。

主な事業でございますけれども、二重の四角で囲まれている項目の3番目、「消費者教

育・啓発の推進」を御覧いただければと思いますが、こちらにつきましては、広報誌「くらしまる得情報」等による消費生活情報の提供ですとか、消費者大学をはじめとする各種講座の開催等によりまして、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止に努めていきたいと考えております。

また、これも先ほど来申したとおり、エシカル消費につきましては、テレビ・ウェブ等のメディアを活用した啓発というものを強化いたしまして、エシカル消費への理解を広げますとともに、事業者等の協働による取組を推進してまいりたいと考えております。

二重の四角のその下になりますが、「消費生活相談体制の充実・強化」につきましては、県消費生活センター4か所に消費生活相談員を配置しまして、消費者トラブル等に対して迅速な相談、苦情処理を行うほか、市町村の消費生活相談担当者研修の開催、国庫補助金の交付等によりまして、市町村の相談体制の機能強化を引き続き支援してまいります。

また、令和6年度の新規事業といたしまして、SNSを活用した消費生活相談を年度内にスタートしたいと考えているところでございます。

四角のその下、「防犯意識の向上」に係る事業についてでございますけれども、先ほど御説明いたしました、資料6～8ページにありますとおり、依然として高齢者の被害が高水準で推移していることに加えまして、SNSですとか、インターネット上の広告などをきっかけとする架空料金請求詐欺、金融商品詐欺の被害認知件数が急増していることによりまして、令和5年度における被害認知件数は227件、被害額が約9億8,000万円と非常に大きく上回っている深刻な状態であると認識をしております。

こうしたことを踏まえまして、令和6年におきましても、共同キャンペーンですとか、訓練型講座の開催、AI技術などを活用した電話でお金詐欺被害防止対策等を推進しますとともに、県警、市町村、関係団体と連携した幅広い世代に向けての効果的な注意喚起、広報活動を実施し、引き続き被害防止に向けて重点的に取り組みたいと考えております。

次に、2ページから5ページの内容でございますけれども、本年2月に県ホームページに公表されました令和6年度当初予算案の事業改善シートでございます。ただいまの説明と重複いたしますので、説明につきましては、時間の都合上割愛させていただきます。

説明については以上でございます。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。以上の御説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは続きまして、会議事項（4）学校における消費者教育の推進について、事務局から説明をお願いします。

#### 【教育委員会事務局学びの改革支援課 小林指導主事】

教育委員会事務局学びの改革支援課の小林里美と申します。

私のほうから、学校における消費者教育の推進について御説明させていただきます。ここから先、座って説明をさせていただきます。

資料8をお願いいたします。

消費者庁から出されています「消費者教育推進に関する基本的な方針」については、1ページに記載のあるとおりです。これを受けまして、学習指導要領趣旨を確実に現場に反映させ、習得した知識及び技能を日常生活の中で実践することができるよう、資質・能力を育み、自ら考え、行動する自立した消費者を育成するために、教職員の指導力の向上を図ることが必要不可欠であると考えております。

そこで、裏面を御覧ください。1に示させていただいたように、小中高とも教育課程研究協議会や総合教育センターでの研修及び連合教科研究会や毎月出されております『教育指導時報』という教育雑誌での他校の取組の紹介などを通して教職員の研修の場の充実を

図り、2に示させていただいたように、一層効果的に実施できるよう、くらし安全・消費生活課や金融広報委員会と連携を密に取りながら今年度も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**【中嶋会長】**

ありがとうございました。消費者教育の関係について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。そうしましたら、以上で本日予定していた会議事項は終了となりますけれども、委員の皆様から何か御発言がありましたら、最後をお願いします。

吉原委員、お願いします。

**【吉原委員】**

詐欺の話ですが、今闇バイトで受け子になったりかけ子になったりという話が結構あります。そんなことを啓発してってもらいたいなと思っていますがいかがでしょうか。

**【中嶋会長】**

そういった啓発はどうですか、されていますか。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

令和以前からやらせていただいております。内容といたしましては、若い方の、若年層の闇バイトとかが問題になり始めたのが令和の初め頃だったかと記憶しているんですけども、その頃から中高生向けに、マンガで分かりやすいように、闇バイトはこういう形で加担すると最終的には逮捕されたりするんですよというものをリーフレットにさせていただいて、中学生向けには今年度も県内の全中学生にお配りしております。高校生については、既にスマートフォンとかをお使いになっている方が多いかと思しますので、QRコードでウェブ上でマンガを読めるような形にさせていただいておりますので、県内の中高生向けにはそういった形で啓発をやらせていただいております。

**【吉原委員】**

若い方、20代の方とかそういう方にはどのように啓発をしていますか。

**【くらし安全・消費生活課 防犯担当 染野副参事兼課長補佐】**

20代の方については、今申し上げたようなものを直接お配りする機会はなかなかないのですが、県の消費生活のホームページ上でもウェブマンガは読めるようになってございますし、当課の公式のXですね、いわゆる Twitter のほうでもこのチラシ、ウェブマンガを作成した際にお載せして、当課からも情報発信をしております。県の公式の Twitter のほうでも、いわゆるリポストという形でさらに拡散していただいて、直接接点がない20代の方でも、あくまで県の Twitter とかを見ていただかなければいけないんですが、ウェブ上では皆さんに御覧いただけるようにはさせていただいております。

**【中嶋会長】**

ちなみに弁護士会でも、高校に出前講座に行ったときに、消費者被害に遭わないようにという講座ですが、特殊詐欺の受け子とかそういうのにならないようにというのもの、やはり学校からの要望もありまして、そういうことも入れ込んでやったりしております。

ほかに何か御発言はありますか。

どうぞ、宮川委員、お願いします。

【宮川委員】

ちょうど昨日ですけれども、消費者月間記念講演会をオンラインで受けました。「デジタル時代に求められる消費者力のアップデート」というのを、EC ネットワークの原田由里先生、そしてセミナーとしてこちらにおいでの方の染野さんのお話があったんですが、どちらもとても分かりやすくて非常によかったですので、そういうものをかいつまんで県民の皆さんに配信していただければ、すごく分かりやすかったですので、ぜひぜひお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 吉澤相談啓発係長】

御参加いただきましてありがとうございます。配信の御要望をいただけるほど評価していただけるのは本当にありがたい話ですけれども、動画を Zoom でリアルタイム配信をしていると、配信側は録画しているのが分かるんですが、ただ YouTube に上げてしまうと、動画を保存されたり、画面をスクリーンショットで撮られたりというのが一切把握すらできないような形になってしまうので、無制限の公開というのが今とてもリスクが高い時代になってしまって、講演をお願いするときにもそれを前提にお願いしなければいけないという時代になってしまっています。

録画自体は御了承いただいたんですけども、資料も原田先生手ずからつくっていただいたりしているような状況だったので、無制限の YouTube 配信というのは難しいなという前提で今年は進めざるを得なかったもので、あるとしたら、御要望いただいたときにアーカイブのアドレスだけ御案内するとかという方法を考えるかどうかというところで、今自分の中でも葛藤があるような状況になります。

【中嶋会長】

ほかにはございますか。

山浦委員、お願いします。

【山浦悦子委員】

最後になりましたけれども、この出前講座については小学校、中学校、高校の全部で、特殊詐欺のことをお話ししてほしいなと思います。警察の方が行ってやるのもよろしいですが、そうではなくて、こういうふうにしたらいけないよと、おうちに行っておじいちゃん、おばあちゃんたちに言いなさいとか、お母さんに言いなさいと、あなたたちからしてちょうだいとすることは大事なことで、先ほど孫から言われるとやめるとかやるとかあったんですが、そのとおりで、ぜひそういう教育は大事かと思っております。

今の特殊詐欺についても、「合言葉を言うんだよ」とか言えば、おじいちゃん、おばあちゃんたちも考えるし、お父さん、お母さんたちもそうかと納得すると思いますので、ぜひそういったことを教育の面からも、何時間もやることはなくて、ちょっとした時間で構わないので、みんなからも言ってねと言えばやったださると思うので、そんな小さいことからやっていきましょうよ。

そうすることによって特殊詐欺もなくなるし、今の特殊詐欺のかけ子になったりする人たちもなくなると思いますので、そんなことを一つずつやっていければいいかと思しますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。では、これで議事を終了とさせていただきます。皆様から多くの貴重な意見、御提案をいただきまして誠にありがとうございました。

これでマイクを事務局にお返しします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

ありがとうございました。

それでは、閉会になりますけれども、閉会に当たりまして、直江県民文化部長より御挨拶を申し上げます。

**【直江県民文化部長】**

委員の皆様、本日は長時間にわたりまして御審議をいただきまして誠にありがとうございました。私も皆様の御意見を頂戴いたしまして、消費行動というのは、本当にみんなが毎日なにがしかの消費行動を行っているわけですから、一人一人が消費行動を変えていくことが社会の変革につながっていくんだらうということ、改めまして今日の議論を通じて思いを至らせていただきました。

私ども消費者を取り巻く状況が大きく変わる中で、私ども行政が提供する消費者との向き合い方もこれからやはり変革を求められていくんだらうと思っております。私ども5か年計画をつくって推進はしておりますけれども、またこういった機会ですらいろいろ現状に即した御意見を頂戴していく中で、私どもの消費者行政をどうやって進めていくか、一緒になって考えていければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員の皆様には、引き続き県の消費者行政にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。本日のお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成の上、後日皆様に御確認をいただくこととなります。お手数ですが、御協力をお願いいたします。

**【くらし安全・消費生活課 北條企画幹】**

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。それではお気をつけてお帰りください。